

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月1日(水) 午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (16人)

農業委員 (8名)

会長

8番 秀島 克博

1番 中島ふぢ子

2番 山口 秀行

3番 川崎 豊洋

4番 新宮 義晃

5番 池田 恵

6番 小川 龍也

7番 水田武次郎

農地利用最適化推進委員 (8名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

田口 健一

池田 保吉

中島 政秀

松本 広喜

4. 欠席委員
- 小柳 仲雄
- 内田 秀敏
- 柳瀬 伸博

5. 議事日程

- 議案第 26号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第 28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸
農地係長 中川 博文
主 査 西村 壽真

7. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第6回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、2番の山口委員と3番の川崎委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第26号が1件、議案第27号が3件、議案28号が7件となっています。</p> <p>それでは議案第26号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p>
議長	それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(事務局説明)
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p>
議長	続いて、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、

議長	<p>別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。1番、2番は譲受人が同一人で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、1番、2番について一括して、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、1番は許可相当と認められました。 続きまして、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、2番は許可相当と認められました。 続きまして、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員、調査報告をお願いします。</p>
中島農業委員	<p>現地確認を行おうと譲渡人に連絡を取ろうとしたところ、譲渡人は現在アメリカ在住で、譲渡人のお父さんは現在入院中でお話が聞けず、譲渡人のお母さんとお話をしました。10年以上前から耕作放棄しており、売り手を探していたところ、数件からお話があったそうですが、譲受人がお隣で遠戚でもあるという事で、売ることを決断したとの事です。現地確認は内田委員と行いました。重機で開墾してありました。そこはヘビやムカデがひどかったようで、整備が終わっていて、芋を作りたいという事です。下に川が流れていて、水も問題ないと思います。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は、許可相当と認められました。</p> <p>続いて、議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p>
議長	<p>お諮りします。2番、3番は借り手が同一人で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、2番、3番について一括して、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、新宮農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
新宮農業	<p>借手に確認を行いました。申請内容について間違いはないという事で、よろ</p>

委員	しくをお願いします。
池田推進委員	2の貸手は実家の田は貸手がされていますが、この場所についてもしないのかと確認したらお願いしたいとの事でした。3の貸し手については、息子が鹿島市に在住でまだ勤めてるので、お願いしますとの事でした。
議長	調査報告が終わりました。 それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、3番について、ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、3番は原案どおり認められました。
議長	お諮りします。4番、5番は借り手が親子で、同一世帯で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、4番、5番について一括して、事務局の説明を求めます。
事務局	(事務局説明) 事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。
水田農業委員	4番についてですが、5番の借手と親子関係にあります。今回新規就農という事で、契約となります。それまでは5番の方と契約を結んでいました。現在はたまねぎを植えておられます。 5番につきまして、ハウスは現在建っております。もう何度も再設定を結んでおりまして、田んぼのところを自分で地上げしてハウスを建てているそうです。この部分については経営基盤強化促進法ではなく、3条で貸し借り

事務局	<p>をした方が良いのではないかとおもわれますが事務局はどのようにお考えですか。</p> <p>この件につきましては、以前も基盤強化促進法で結んでいまして、今回もという事でこのように挙げていますが、ハウス栽培のものについては、事務局でも検討して3条に誘導できるものはしたいと考えています。今回についてはこのままで対応したいと考えています。</p>
中島推進委員	<p>水田委員の報告で間違いはないのですが、付け加えると、借り手の経営面積が現在3町ほどあるのですが、最終的には5町に増やしたいと考えています。それで周囲でお話がありましたらお願いしますという事でした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、5番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、池田農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
池田農業委員	<p>現地を確認しましたが、現在耕作されてみかんのハウスを建てている所の横に、シャインマスカットを作るという事で、青年就農給付金を受けて行うという事で、新たな品目の作成にも取り組みたいという事です。</p>
池田推進	<p>現地確認しました。問題ないと思います。</p>

委員	
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、6番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、新宮農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
新宮農業委員	<p>池田推進委員と共に現地調査と聞き取りを行いました。貸し手はハウスを3棟と田を3反ほど所有しているのですが、そのうちのハウスの2棟を借り手に貸すという形です。この貸し手はほかに仕事をしておりまして、手が回らないという事で、お願いをするという事です。借り手もバラを栽培しておりまして、ランタンキュラスを植えたいと考えているようです。</p>
池田推進委員	<p>新宮農業委員の報告のとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは7番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、7番は原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第5回</p>

	<p>総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>
--	---

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成29年12月 1日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 山 口 秀 行

議事録署名者 川 崎 豊 洋